

3 訪問看護費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
基本部分	生看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	特設で訪問士(Ⅰ)	特設で訪問士(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(311単位)	×90/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	+800単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき +500単位 又は(Ⅱ)の場合 +250単位	緊急日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	-97単位	
(2) 30分未満 (467単位)														
(3) 30分以上1時間未満 (816単位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,118単位)														
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (296単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(263単位)	×90/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	+800単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき +500単位 又は(Ⅱ)の場合 +250単位	緊急日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	-97単位	
(2) 30分未満 (396単位)														
(3) 30分以上1時間未満 (569単位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100									1月につき訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +250単位				
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 遠隔時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1)看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +600単位) (2)看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)													
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 6単位を加算) ロを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)													

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。